



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
Atsumi & Sakai

Sustainability Report **2023**

サステナビリティ・レポート

2024年3月発行

代表弁護士からのメッセージ

Top Message

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（以下「当事務所」といいます。）は、法律事務所として蓄積してきた実績や知見を駆使して日本および国際社会の持続可能性、サステナビリティ（Sustainability）推進に貢献することを重要な社会的使命の一つと考えております。

当事務所は、「革新的・先端的な創造力を磨き、新たな課題に挑戦しつづけること」、「ダイバーシティを尊重し、豊かな発想とフレキシブルな姿勢を心がけること」及び「個人の能力とチームワークの強みを最大限発揮すること」をその理念として掲げております。この理念に基づき、国際社会における人権尊重の重要性の高まり、石化ガス問題への対応、気候変動や異常気象による自然災害・環境破壊への対応、ダイバーシティ・インクルージョンの推進等の現代の諸課題に迅速に取り組むため2023年1月に「サステナビリティ委員会（以下「委員会」といいます。）」を設立し、同年2月「サステナビリティ宣言」を公表しました。そして、この度委員会設立後初めてのサステナビリティ年次報告書を公開することとなりました。

委員会は、多様な経験を有する弁護士・外国法事務弁護士その他スタッフで構成されており、重要課題の特定、方針等について、ご依頼者様を含む当事務所のステークホルダー、環境、社会への貢献や影響などを考慮しながらサステナビリティを推進することに取り組んでおります。そして当事務所では、誰でもサステナビリティに関する各種プロジェクトの企画案を委員会に提出することができ、委員会が検証後その企画を実現するサポートを担うことにより、豊かな発想をもつ個人の能力とチームワークを最大限発揮できる仕組みを構築しています。

今後も法律事務所としての知見を最大限に活かし、サステナビリティを含む社会の課題やニーズに対応することにより、すべての人にとってより持続可能な社会の実現に向け貢献していきたいと考えていますので是非ご理解とご指導よろしくお願い申し上げます。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
マネージングパートナー
弁護士 渥美 博夫

チーフ・サステナビリティ・オフィサーからのメッセージ

Message from the Chief Sustainability Officer

皆様へ

当事務所の持続可能性の取り組みにご関心を寄せていただきありがとうございます。チーフ・サステナビリティ・オフィサーとして当事務所にサステナビリティ委員会が設置されてから初回の年次報告書をお届けできることを嬉しく思います。

法律事務所として、倫理、人権、環境保護、社会的責任へのコミットメントは当然の責務です。持続可能性に対する要請がより強く求められる今日において、当事務所は、法律事務所がポジティブな変化を推進する上で重要な役割を果たしていることを認識しています。当事務所は、弁護士というプロフェッショナル集団としての知識、見識、影響力を活用して、目の前の課題を解決するだけでなく、より持続可能な未来を形作ることに注力しています。

本書は、2023年における当事務所の持続可能性への具体的な取り組み、成果、課題についてとりまとめたものであり、当事務所の活動のあらゆる側面における持続可能性への確固たる取り組みを示すものです。クライアントの皆様よりご依頼いただく案件を通じた間接的な寄与はもちろんのこと、外部団体への参加、プロボノ活動、ニュースレターやセミナー等を通じた情報発信から事務所内のダイバーシティの促進、環境への配慮まで、当事務所は組織内においても持続可能性を組み込むために、委員会で定期的に議論をしながら継続的に前進してまいりました。

幸いなことに2023年はこうした活動を評価していただく機会にも恵まれました。急速に変化する国際社会の中で、当事務所は継続的な改善、イノベーションにコミットしていますが、真の持続可能性を実現するためには社会全体での取り組みが必要です。案件その他のプロジェクト、様々な外部活動を通じて、クライアントや関係者の皆様と継続的にインタラクティブな関係を構築することにより持続可能な未来を築くという共通の目標を達成できると確信しています。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
チーフ・サステナビリティ・オフィサー
弁護士 鈴木 由里

サステナビリティ宣言

サステナビリティへの取組み

サステナビリティを推進し、国際社会が目指す持続可能な開発目標（SDGs）の達成及びSDGsを通じた豊かで活力ある未来の実現に貢献することは、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（以下「当事務所」といいます。）の重要な社会的使命です。

現在、国際社会は、新型コロナウイルス感染症の拡大やその影響の長期化、ウクライナとその周辺地域における人道上の危機、気候変動や異常気象による自然災害などの課題に直面し、社会のあり方にも急速な転換が求められています。

当事務所は、国際社会の動向を注視し、私たちを取り巻く社会・環境の変化を見据えながら、これらの課題に対応すべく取り組んでまいりました。

今後も、当事務所の事業継続に向けた対策を迅速に実践するとともに、社会の課題やニーズを捉え、すべての人にとって持続可能でよりよい社会の構築に貢献していきます。

サステナビリティ活動の推進体制

- ・ チーフ・サステナビリティ・オフィサー（CSO）を委員長とし、8名の弁護士及び外国法事務弁護士等を委員とするサステナビリティ委員会を設置しています。
- ・ サステナビリティ重要課題の特定、取組方針等について、クライアントを含む当事務所のステークホルダー、環境、社会への貢献や影響などを考慮しながら討議し、当事務所のサステナビリティを推進しています。

当事務所 | 概要

時代にあわせて進化する真のワンストップ・リーガルソリューション

当事務所は、国内系法律事務所として初めて、完全に独立した形で外国法共同事業を立ち上げた総合法律事務所です。クライアント価値創造のために、法律実務の観点から総合的なソリューションを事案に応じて創造し、同時に、ビジネス社会の公正な発展をリードすることをミッションとして掲げ、複雑多岐にわたる様々な課題の解決に挑んでおります。

設立当初より根付く複合的な視野と創造的な思考力をベースに、広範な国際的プラットフォームや独自の連携体制を活かしながら、革新的・先端的な解決力およびクライアントの皆様にとって利便性の高いワンストップ完結型サービスの質の更なる向上を目指して研磨に努めております。



グローバル& 地域密着

- ・東京・福岡・ニューヨーク・ロンドン・フランクフルトから直接サポート
- ・世界各国の一流法律事務所等と連携
- ・約10年前に開始した国内における地方創生プロジェクトを通じて地域金融機関や地場の企業の皆様の活動をバックアップ



複雑多岐にわたる 様々な分野の課題 に対応



個々の事案にあわせて 最適なチームを迅速に編成

* 提携オフィスを含みます。なお、提携オフィスである A&S 福岡法律事務所弁護士法人は、 渥美坂井法律事務所弁護士法人とは別法人であり、渥美坂井法律事務所弁護士法人の従たる事務所ではありません。

主な受賞歴

Chambers Global 2024 (Japan)

Leading Firm

Banking & Finance; Capital Markets: Securitisation & Derivatives; International & Cross-Border Capabilities

Chambers Asia Pacific 2024 (Japan)

Leading Firm

Banking & Finance; Capital Markets: Securitisation & Derivatives; Competition/Antitrust; Employment; Projects & Energy; Real Estate

Chambers FinTech 2024 (Legal - Japan)

Leading Firm

The Legal 500 Asia Pacific 2024 (Independent Local Firm - Japan)

Leading Firm

Investment funds; Antitrust and competition law; Banking and finance; Corporate and M&A; Fintech; Intellectual property; Projects and energy; Risk management and investigations; TMT

asialaw 2023-2024 (Japan)

Outstanding Firm

Construction; Energy; Infrastructure

IFLR 1000 Financial & Corporate 2023 (Japan)

Tier 1 Recommended Firm

Capital Markets: Structured Finance and Securitisation

Top Ranked Legal

Top 10 firms in Japan (Ranked 5th)

Asian Legal Business (ALB) Japan Law Awards 2023

Winner

ESG and Sustainability Law Firm of the Year

Financial Times FT Innovative Lawyers Asia-Pacific 2023

One of the Joint Winners

Innovation in adjacent services

Asian Legal Business (ALB) Asia Top Innovative Law Firms 2023

Top 15 firms

Asian Legal Business (ALB) , IP Rankings 2023 (Japan)

Tier 1 Domestic Firm

Copyright/trademarks

The Legal 500 APAC Green Guide 2024

Recommended Firm

ALB Japan Cross-border M&A Rankings 2022

Top 10 firms in Japan

Cross-border M&A

asialaw Client Service Excellence 2021 (Japan)

Firm of the Year:Japan

主な実績・各種プロジェクト・事務所特徴

主な実績

- Winner: ESG and Sustainability Law Firm of the Year
ALB Japan Law Awards 2023
- プロボノ活動
- 在日英国商業会議所（BCCJ）主催British Business Awards
2023において、Responsible Businessの部門で受賞候補にノミ
ネート
- The Legal 500 Asia Pacific Green Guide 2024（Legalease発
行）において、当事務所が高い評価を得た

各種プロジェクト・事務所特徴

経済産業省 「GXリーグ」加盟	日本気候リーダーズ ・パートナーシップ (JCLP)加盟	えるぼし認定 取得
厚生労働省が 主導する 「がん対策推進企業 アクション」の推進 パートナーに参画	一般事業主 行動計画	不妊治療を受ける スタッフが、仕事と 両立ができるよう、独自 の休暇制度の導入
育児休業中および 育児休業から復職 した社員に対する メンター制度の導入	平均残業時間が 多い管理部門は ノー残業デーの実施 に取り組む	無料スタッフ向け 法律相談窓口

関連執筆物・セミナー

執筆物

- ・ プロジェクト・エネルギープラクティスチーム「Latest CCS Commercialization Trends in Japan」
- ・ A&Sニュースレター「ビジネスと人権」シリーズ
- ・ 「ベトナムにおける人権問題と企業の責任－最近の事例を踏まえて－」（2023年6月30日）
- ・ 「企業ブランドを向上させるコンプライアンスの設計術 ESG/ SDGs経営と企業コンプライアンスの合流点」BUSINESS LAWYERS（2021年9月）

セミナー

- ・ Christopher Lee Ong(The Legal 360)主催 2023年11月15日開催
「**Unveiling the Hidden Risks: Forced Labour Regulation, Supply Chain Transparency, and HR Due Diligence – Is Your Company at Risk?**」
- ・ 金融財務研究会主催 2023年9月12日開催
「再生可能エネルギーと電力系統～系統用蓄電池、自己託送、コーポレートPPA、出力抑制等電力系統に関する最新の政策や論点を分かりやすく解説～」
- ・ 一般社団法人日本貿易会主催 2023年7月13日開催
「経済安全保障と「ビジネスと人権」における輸出管理」
- ・ 九州大学法律学部主催 2023年7月7日開催
「スマートシティ・スーパーシティに関する学生とのディスカッション」
- ・ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、Smith, Gambrell & Russell, LLP及びSandler, Travis and Rosenberg, P.A.共催、一般財団法人海外投融資情報財団後援 2023年6月28日開催
「グローバルサプライチェーンにおける人権デューデリジェンス～米国における「強制労働」のコンプライアンス問題～」
- ・ 株式会社FRONTEO主催 2023年6月8日開催
「ビジネスと人権に関して企業に求められる内容と各企業の実際的な取組との比較検討 ～更なる人権尊重と企業価値の向上を目指して～」
- ・ International Bar Association主催 2023年3月31日開催
「**4th Asia-based International Financial Law Conference**」
- 「**Environmental, social and governance (ESG) investment**」
(スピーカー)
- ・ 三井住友信託銀行株式会社 SMarT Knowledge主催 2023年2月7日配信
「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインの概要（内部通報制度との関係を踏まえて）」

セミナー | The Legal 500 GC Summit Japanに登壇

当事務所は、2023年9月に東京で開催されたLegal500 GC Summitにおいて、「サプライチェーンと人権デューディリジェンスの重要性」のセッションに登壇しました。同セッションでは、サステナビリティや経済制裁その他の視点も含めてサプライチェーンマネジメントの議論がされることも考慮しつつ、特に人権DDのテーマに着目して議論したもので、サステナビリティとESGの核心に迫る議論となりました。

このパネルには、当事務所からはダニエル・ジャレット（パートナー、外国法事務弁護士（イングランド・ウェールズ法））がモデレーターとして、また落合孝文（シニア・パートナー、弁護士、プロトタイプ政策研究所所長）がパネリストとして参加しました。他の3名のパネリストは、いずれも国際的企業に勤務し、東京でゼネラル・カウンセルとしての役割を果たされている以下の方々でした。

北島 隆行氏

（ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス合同会社 日本ゼネラル・カウンセル）

持田 義則氏

（ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社、法務部長）

福田 一成氏

（モエ・ヘネシー・ルイ・ヴィトン（LVMH）日本グループ法務・コンプライアンス・ディレクター）

2023年には、サプライチェーンにおける企業のデューディリジェンスに関する法律が施行されました。この法律は、ドイツにおけるコンプライアンスとリスク管理システムの要件を大幅に引き上げ、3,000人以上の企業に対する広範なデューディリジェンス義務を含みますが、2024年には従業員1,000人以上の企業にも適用されることとなりました。欧州全土においても、欧州委員会が企業持続可能性デューディリジェンス指令案を公表しており、世界的にさらに取り組みが加速する可能性が明らかになってきています。

日本にはサプライチェーンと人権デューディリジェンスに関する法律はないものの、経済産業省が、「責任あるサプライチェーンにおける人権の尊重に関するガイドライン」を発表したという背景を踏まえて議論が行われました。これを念頭に、パネルディスカッションでは以下のような様々なトピックが議論されました。

- 多国籍大企業がこの種のデューディリジェンスを実施する際に直面する課題
- 多国籍企業がこのようなデューディリジェンスに取り組む、あるいは取り組むべき主な方法
- 日本が（ドイツと同様の）関連国内法を導入すべきか、あるいは企業がこの分野で自主規制を行うことができるか
- フレームワークの設計と、その実装において企業内弁護士が果たすべき役割
- 法律事務所はどのように企業及び企業内弁護士を支援することができるか
- 多国籍企業の日本支社が、海外から人権DDの問題にどのように対応するようプレッシャーを受けているか

それぞれの企業により様々な見解やアプローチがありましたが、多国籍企業にとって人権デューディリジェンスがより重要な検討事項になってきており、日本もその影響から逃れることはできないだろう、という点は全員が同意するものでありました。

当事務所としても、このパネル・セッションに参加し、この世界的にも重要性が増しているテーマについて、日本での議論喚起に関わることができたことは、非常に重要な機会となりました。

セミナー | 日弁連・IBA共催のウェビナーに登壇

2023年10月2日（月）に日本弁護士連合会主催・International Bar Association (IBA)共催で、ハイブリッド方式でのセミナー「**How to Implement Effective ESG Strategies? Global Trends and Practical Issues**（効果的なESG戦略の導入について～グローバルなトレンドと実務上の課題～）」が開催されました。

当事務所は本セミナーの企画段階から関与し、セミナー当日は落合孝文弁護士が総合司会、湊健太郎弁護士ほかがパネルディスカッションでのモデレーターを務めました。

本セミナーは、2つのパネルディスカッションから構成されており、それぞれのパネルディスカッションではESGに関する注目トピックについて掘り下げた議論がなされました。

まず、パネルディスカッション1では、「**Practice and Prospects of Human Rights Due Diligence in the World**／世界における人権デューディリジェンスの実践と展望」と題して、英国、EU、オーストラリア、日本における人権デューディリジェンスを取り巻く現状について紹介した後、「ビジネスと人権」の分野での各国のホットトピックの紹介が行われました。それに続くパネルディスカッション2では、「**Disclosure Regulations of ESG Activities: Trends and Considerations**／ESG開示規制：動向と留意点」のテーマの下で、英国、オランダ、日本におけるESG開示に関する最新動向や開示違反が問題視された事例、ESG開示に関する諸論点について、各国での実務上の最新動向が紹介されました。

本セミナーは、日本社会におけるSDGsやESGに対する認識の高まりを受けて、法曹業界、特に次世代を担う弁護士が問題意識を共有し、最先端のグローバルな動向について知識と経験を深めることを目的として企画されたものです。

2つのパネルディスカッションには、英国、オランダ、オーストラリアといった国々でESG分野の第一線で活躍する著名な実務家にパネリストとして参加いただき、各国での最新の知見の共有を受けるとともに、日本弁護士より日本における最新動向を紹介するなど「日本発の発信」をも意識した内容となりました。

日本弁護士の発言も含め、パネルディスカッションは全て英語で実施されましたが、これを通じて、SDGsやESG分野が国境を超えたグローバルな共通課題であることが再認識できたのではないかと思います。

当日は、会場参加及びオンライン参加を併せて56名の参加者を得、セミナーは盛況のうちに終了しました。終了後のアンケートでも、「タイムリーな話題であり、今後の活動に活かしていきたい」といった感想が寄せられるなど、本セミナー参加者のSDGsやESGに対する高い関心が窺われました。

当事務所からの出席者を含め、本セミナーへの参加者がこれからますますESG分野への関心とモチベーションを高めていくための良い機会になったのではないかと思います。

サービスの特徴

グローバルネットワークを活用し、世界の課題解決に寄与

当事務所は、ロンドン、ニューヨーク及びフランクフルトに拠点を有する国際的な総合法律事務所です。

国際業務経験豊富な弁護士のほか、外国法事務弁護士(*1)、外国弁護士(*2)等が多数在籍し(*3)、国際案件にも適時に対応可能な体制を整えています。加えて、加盟している複数のグローバルネットワークや独自のグローバルコネクションを介し、世界各国の一流法律事務所等と提携・協力しています。

このようなリソースやグローバルネットワークを活用し、国際的な視点からクライアントとの対話を深め、共に行動することを通じて、国内にとどまることなく世界全体のサステナビリティに関する課題の解決に寄与していきます。

1 米ニューヨーク州、米カリフォルニア州、中華人民共和国、大韓民国、インド、スリランカ民主社会主義共和国、連合王国、オーストラリア クィンズランド州の法を原資格国法とする外国法事務弁護士

* 渥美坂井法律事務所弁護士法人はイングランド及びウェールズのソリシターズ・レギュレーション・オーソリティによる規制の適用を受けていない。

*2 米ニューヨーク州、米カリフォルニア州、アイルランド共和国、イスラエル国、ベトナム社会主義共和国、中華人民共和国、台湾の弁護士資格を有する外国弁護士（但し、外国法事務弁護士の登録はない。）

*3 外国法事務弁護士及び外国弁護士は、弁護士、外国法事務弁護士及び外国弁護士全体の11%です。



サービスライン



安全保障貿易管理

<https://www.aplawjapan.com/services/security-export-controls>



人権

<https://www.aplawjapan.com/publications/20230824>



サイバーセキュリティ

<https://www.aplawjapan.com/services/information-security-cybersecurity>



再生可能エネルギー等

<https://www.aplawjapan.com/services/energy>



環境/地球温暖化対策

<https://www.aplawjapan.com/services/environmental-law>



安全保障

<https://www.aplawjapan.com/services/national-security>



農林水産/フード

<https://www.aplawjapan.com/services/protection-of-rights-in-agricultural-products-and-foods>

環境課題の解決へ向けた取り組み

当事務所は、地球環境の保全は、世界全体が抱える喫緊の課題であると認識しています。

当事務所は、事業活動を行う国や地域における環境保全のためのルールを遵守するとともに、所内におけるサステナビリティに対する意識の向上、推進を図り、資源の使用量削減・省エネルギーや環境への負荷の削減に努めます。当事務所の業務においても、リモートワークの実施、紙の利用量の削減、オフィスでの節電等を通じて、環境負荷の低減に取り組んでおります。

また、従来から当事務所は、排出権取引、カーボン・オフセット、3R（Reuse, Recycle, Reduce）等の案件に積極的に取り組んできており、政策形成に向けて経済産業省のGXリーグにも加盟をしております。再生可能エネルギー分野においては、数多くのバイオマス、陸上・洋上風力発電等事業を含む案件に携わるほか、更なる発展に向けて、官庁からの調査業務の受託を含む行政支援等も行っています。加えて、スマートシティ事業やゼロエミッション実現に向け、脱炭素に係る国内外の政策・法制度調査や事業化検討にも意欲的に取り組んでいます。

さらに、従前から得意としているファイナンスの分野では、サステナブルファイナンスをはじめとして各金融機関の環境保全の取り組みをサポートしています。なお、当事務所は気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明しており、気候関連の情報開示の促進に向けて意欲的に取り組んでいきます。

当事務所が有するこれらの実績や知見を活かし、環境課題に対して質の高いリーガルサービスを提供し、その解決に貢献していきます。

GXリーグ

TCFD

LIMEX

GXリーグへの参画（省エネ警鐘活動等）

GXリーグ参画の背景

経産省では、日本がGXを牽引することの重要性和GXリーグを立ち上げる趣旨について、次のとおり説明しています。

我が国が2050年カーボンニュートラル目標を実現し、さらに世界全体のカーボンニュートラル実現にも貢献しながら、そのための対応を成長の機会として捉え、産業競争力を高めていくためには、カーボンニュートラルにいち早く移行するための挑戦を行い、国際ビジネスで勝てるような「企業群」が、自ら以外のステークホルダーも含めた経済社会システム全体の変革（GX：グリーントランスフォーメーション）を牽引していくことが重要です。

そのため、GXに積極的に取り組む「企業群」が、官・学・金でGXに向けた挑戦を行うプレイヤーと共に、一体として経済社会システム全体の変革のための議論と新たな市場の創造のための実践を行う場として「GXリーグ」を設立します。

出典：経産省HP「GXリーグ基本構想」：[GXリーグ基本構想](#)（METI/経済産業省）

GXリーグでは、GXへの挑戦を行う企業が、排出量削減に貢献しつつ、外部から正しく評価され成長できる社会（経済と環境および社会の好循環）を目指し、次の3つの目標を立てている。

- ① 企業が世界に貢献するためのリーダーシップのあり方を示す
- ② GXとイノベーションを両立し、いち早く移行の挑戦・実践をした者が、生活者に選ばれ、適切に「儲ける」構造を作る
- ③ 企業のGX投資が、金融市場、労働市場、市民社会から、応援される仕組みを作る

出典：GXリーグHP「ABOUT GX LEAGUE」：[ABOUT | GXリーグ設立準備公式WEBサイト \(gx-league.go.jp\)](#)

当事務所も、サステナビリティを推進し、国際社会が目指す持続可能な開発目標（SDGs）の達成及びSDGsを通じた豊かで活力ある未来の実現に貢献することを重要な社会的使命としています。

その表れとして当事務ではサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ重要課題の特定、取組方針等について、クライアントを含む当事務所のステークホルダー、環境、社会への貢献や影響などを考慮しながら討議し、当事務所のサステナビリティを推進しています。

官・学・金でGXに向けた挑戦を行うGXリーグは、多くの企業が参画を表明し、また注目を集めているところ、同リーグの理念は、環境課題の解決へ向けた取組みを実践している当事務所とも親和性が高く、GXリーグ参画企業とGXの討議を深めることで、より一層洗練された環境負荷の低減に取り組んでいます。

なお、当事務所では、GXリーグに加えて、持続可能な脱炭素社会の実現には産業界が健全な危機感を持ち、積極的な行動を開始すべきであるという認識の下に結成された日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCPLP）にも参加しており、官民協働の場面及び民間でのイニシアティブの双方に参加し、法律事務所としても責任を持った取組みを推進しています。

当事務所での実施内容

- GXリーグが、「市場ルール形成の場」の取組みとして実施している「GX人材市場創造WG」（プロフェッショナル人材類型の整理、算定・削減計画の2つをレベル1-4まで設計、リテラシー習得のための学習項目の整理、リテラシーレベル（1）に必要な習得内容の定義などを議論するWG）に落合弁護士及び平山弁護士がメンバーとして参加しております。

- GXリーグが実施している「適格カーボン・クレジットWG」に、落合弁護士がメンバーとして参加しています。
- GXリーグ参加を踏まえ、当事務所のトラジション戦略を策定し、公表しています。

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同表明

当事務所は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明するとともに、TCFDコンソーシアムに参加しています。
TCFDコンソーシアムの活動に協力し、気候関連の情報開示の促進に向けて取り組んでいます。

LIMEX導入

印刷物の一部に石灰石を主原料とする環境配慮素材LIMEX（ライメックス）を採用しています。

（「LIMEX」は、（株）TBMの登録商標です。）



法律事務所としての取り組み（法律事務所としてのノウハウを駆使し、地域・社会の成長を支える）

当事務所は、クライアント価値創造のために、法律実務の観点から総合的なソリューションを事案に応じて創造し、同時に、ビジネス社会の公正な発展をリードすることをミッションとしています。

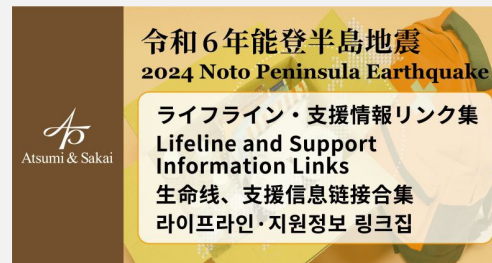
これまでも、時代を見据えた新しい分野に積極的に取り組み、複雑多岐にわたる様々な課題の解決に挑んできました。

当事務所が設立したプロトタイプ政策研究所では、新たな政策と実務の架け橋を作るとともに、研究成果や提言の発信に取り組んでいます。また、2023年11月、当事務所は在日外国人の方が法的サービスを受けられるよう支援するプロボノチームを設立しました。



**FT INNOVATIVE LAWYERS
ASIA-PACIFIC
2023 WINNER**

Forbes JAPAN 2022年8月号
「日本のルールメーカー30人」選出
(所長：落合孝文弁護士)



※当事務所HPに多言語で掲載

さらに、当事務所は、従前より一貫して、地方創生に重要な役割を担う地域金融機関、中小企業のサポートなど、地方の重要性に注目し、日本経済を支える地域企業の健全な発展と地域課題の解決に取り組んでいます。

これらの活動を一層推進し、法律事務所として蓄積してきた知識や経験を駆使することで、社会全体のサステナビリティを支えられるよう努めます。

人権の尊重

ビジネスと人権

弁護士法第1条は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することが弁護士の使命であると規定しています。

当事務所は、その使命の実現のために必要不可欠なプロボノ活動、弁護士会活動、国選弁護人活動、大学又は大学院における法律科目の講義、司法修習生の指導、公的機関での検討会合への参加などの公益活動を、当事務所自身の本質的な使命として位置づけ、これを積極的に実践し、推進しています。

昨今、国連のイニシアティブにより、「ビジネスと人権」という概念が世界的に浸透し、企業に対する人権尊重を求める動きが強まってきました。

日本においても「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」などの基準が設定され、企業に対して人権方針を策定し、人権デューディリジェンスを実施し、人権侵害に対する救済手段を確保することを求めています。

2023年7月には、OECDが発行する「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」が改訂され、サプライチェーンへのデューディリジェンスの適用範囲が明確化されました。

経済産業省からは「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参考資料」が発表され、上記「ガイドライン」の運用が明確化されました。

さらに、国連人権理事会の「ビジネスと人権作業部会」が来日し、日本のビジネスと人権の状況に関するステートメントを出しました。

当事務所は、企業における人権尊重に向けた取組みの強化を促進するため、定期的に「ビジネスと人権」に関するニュースレターを発行し、日本、英国、米国、EUなど各国における人権尊重を巡る法整備や執行の状況についてアップデートするとともに、企業が実施すべき人権尊重のための具体的な施策について解説しています。また、日弁連と国際法曹協会（IBA）が共催したESG戦略の導入に関するセミナー（2023年10月2日実施）やThe Legal 500が主催した「GC Summit Japan 2023」（2023年9月28日実施）などにおいて、責任ある企業行動としての人権デューディリジェンスの重要性を強調する発表を行っています。

これらの活動が評価され、当事務所は、Asian Legal Business (ALB) Japan Law Awards 2023において、ESG and Sustainability Law Firm of the Yearを受賞しました。

人権の尊重

英国2015年現代奴隷法への対応 | 背景

英国2015年現代奴隷法（以下「現代奴隷法」といいます。）では、財務要件を充足し、かつ英国において事業を行っている外国の会社及びその子会社について、事業年度ごとに奴隷及び人身取引に関する声明を作成・公表することが義務付けられています。

渥美坂井法律事務所弁護士法人も、ロンドンオフィスを通じて英国においてリーガルサービスを提供していることから、2022年12月31日までの事業年度に関して、2023年6月、現代奴隷法の要請に対応した「奴隷及び人身売買の防止に関する声明」を当事務所HPにて発信しました。この声明は、渥美坂井法律事務所弁護士法人及びそのグループ（以下「A&S」といいます。）の事業及びサプライチェーンのいかなる部分においても奴隷及び人身取引が行われていないことを確保するために、A&Sが講じている措置について開示したものです。

A&Sの事業は、厳格に規制された業界における常勤の弁護士・外国法事務弁護士からなる、依頼者重視のプロフェッショナルサービス業です。そのため、A&Sの事業又は直接のサプライチェーン内で奴隷又は人身取引が発生するリスクは低いものと考えています。実際に、A&Sのサプライチェーンにおいては、現時点で奴隷又は人身取引が疑われるいかなる事象も確認されていません。

他方で、A&Sは、自身が事業を展開し、商品又はサービスを調達する法域において、奴隷及び人身取引が存在する可能性があることを認識しています。そこで、A&Sでは、その事業、サプライチェーン又はその他関連活動において奴隷及び人身取引が存在しないことを確保するため、適切な措置を積極的に講じています。

人権の尊重

英国2015年現代奴隷法への対応 | 当事務所での実施内容

- 「渥美坂井法律事務所弁護士法人 倫理及び行動規程」や「奴隷及び人身取引の防止に関する基本方針」をはじめとする所内規程等を整備しています。これらの規程等には、現代奴隷が犯罪であり基本的人権の侵害であることが明記されているほか、尊重、公平性、信頼、支援及び透明性に基づく労働環境を確保するための人事ポリシー、通報制度及び苦情処理手続、贈収賄防止及びマネー・ローンダリング防止ポリシーといった内容も含まれています。
- サプライチェーン・コンプライアンス体制の構築にも取り組んでいます。
 - サプライチェーンに関わる者及び契約者のすべてがA&Sの価値観を遵守することを確保するため、「渥美坂井法律事務所弁護士法人 サプライヤーポリシー」を整備し、サプライヤーに対してその遵守を求めています。
 - サプライチェーンにおける潜在的なリスク領域の特定及び評価、リスク領域の監視等を履践すべく、A&Sの直接のサプライヤーを対象にアンケートを実施する等の調査を行っています。
 - A&Sのサプライチェーン及び事業における奴隷及び人身取引のリスクに関して高い水準での理解を確保するため、所属するすべての弁護士・外国弁護士及びスタッフに対し、現代奴隷法に関する年次の研修を実施しています。

多様性を尊重し、働きやすい職場環境を実現～事務所の取り組みについて～

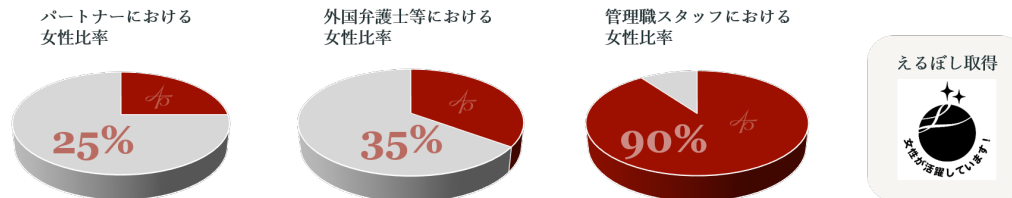
ジェンダー平等・LGBTQ

産前産後休業・育児休業及びベビーシッター補助等を含むその後の職場復帰におけるサポート体制やセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止のための基本方針を早期に確立しており、性別や性的指向・性自認を意識せず、安心して働ける健全な職場環境を形成しています。

また、所外開催のセクシャル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する講習にも当事務所の弁護士が講師として参加するなど、社会の公正・公平な職場環境の育成に貢献しています。

当事務所では、創業間もない頃より、継続的に、多くの女性弁護士・スタッフ等が活躍しています。ニューヨーク提携オフィスの代表パートナーは女性であり、また、各プラクティスグループにおいても女性弁護士がマネージャーを務めて活動を牽引しています。

当事務所のパートナーにおける女性比率は25%、外国弁護士等における女性比率は35%、管理職スタッフにおける女性比率は90%です。



- ・ パートナーにおける外国法事務弁護士比率：11%
- ・ 全弁護士等における外国弁護士等比率：11%

関連受賞歴

IFLR1000 Women Leaders 2022（丹生谷美穂弁護士が日本部門において8名の一人に選出）
ALB Asia's Top 15 Female Lawyers 2021 & 2022
（丹生谷弁護士（2021）、鈴木由里弁護士（2022）が日本から唯一の弁護士として15名の一人に選出）
ALB Japan Law Award 2017 “Woman Lawyer of the Year”（由布節子弁護士）等
Asian Legal Business (ALB) Japan D&I List 2022（日本の10の法律事務所の一つに選出）
ALB, Asia Top Innovative Law Firms 2023（15の法律事務所の一つに選出）
ALB Japan Law Award 2021 “Managing Partner of the Year”（渥美博夫弁護士）
第二東京弁護士会 第一回ファミリー・フレンドリー・アワード
ALB Employer of Choice（弁護士やスタッフが最も働きたい法律事務所）に国内で最多の8回にわたり選出
Chambers Global 2019, 2020, 2021, 2022 & 2023 Leading Firm - International & Cross-Border Capabilities
ALB Japan Law Awards 2018, 2019 & 2020 “Overseas Practice Law Firm of the Year”
ALB Japan Law Award 2021 “Foreign Lawyer of the Year”（イアン・S・スコット弁護士）

多様性を尊重し、働きやすい職場環境を実現～事務所の取り組みについて～

「多様な働き方を支える各種所内制度」

弁護士

一人ひとりのライフステージに合わせた柔軟な働き方を尊重・奨励しています。

遠隔操作システムやオンライン会議システムの活用等により、快適なテレワーク環境を整備しているほか、フリーアドレス勤務も採用しています。

弁護士は業務委託のため従業員とは異なる制度体系下にありますが、弁護士の傷病時や産前産後期間及び育児期間中、家族等の介護期間中においても柔軟な働き方を可能にする支援体制や、金銭的サポートを提供する制度が整っています。

また、若手アソシエイトについては、定期インタビューを通して業務状況の理解やキャリア支援を促進するメンター制度があります。

スタッフ

当事務所は、スタッフの多様なライフステージに合わせて取得可能なダイバーシティを尊重する各種制度を導入しています。

(i) 柔軟な私傷病特別休暇（シックリーブ）**背景**

育児介護休業法で定められた看護休暇・介護休暇はすでに制度としてありましたが、無給のため、より取得しやすいよう私傷病特別休暇（シックリーブ）及び私傷病特別休暇制度で家族の看護・介護での申請も可能にしました。

制度内容

休暇は、スタッフ全員に付与しており、要件が合えば試用期間中でも利用可能です。学生アルバイト等、一部対象外の方はおりますが既存の看護休暇・介護休暇のように、「小学校4年生の始期に達するまでの子を養育」などの縛りも特になく、従来と比べて多様なスタッフのニーズに応えられる制度となっております。

(ii) その他の多様な働き方を支える制度**私傷病休職**

スタッフについて、業務外の傷病による休職の場合、休職開始を命ぜられた日から起算し2か月間を有給としています。

介護休業の給与等の取扱

要介護状態にある家族の介護をするスタッフが介護休業を取得する場合、介護休業の期間については、介護休業開始日から起算し40日間を有給とすることができます。

(iii) マネージャーとの1on1ミーティング

背景

テレワークが進み、周りの方の様子が分かりづらくなったことが、1on1実施に至ったきっかけでした。

実施内容

毎月1回、スタッフはマネージャーとの1on1（1対1）オンラインミーティングを実施します。この制度の目的は、プライベート含めた相互理解、心身の健康状態の確認、所内で起こっていることの把握、業務上の問題解決、部下のモチベーション向上・キャリア支援、目標設定の進捗確認、業務方針の伝達など上司から部下への逆報連相、等幅広くあります。もちろんハラスメント予防・内部通報等の機能も有しております。

(iv) 不妊休暇

次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画として、2022年7月1日～2024年6月30日の間に不妊治療を受けるスタッフが仕事と両立できるよう独自の休暇制度を導入するという計画を立てておりました。

出産・育児関連制度については、時短勤務やテレワーク、育児休業の取得等、すでに実績があったため、今回の行動計画では不妊治療をしている方の両立支援に焦点を当てました。

今後くるみんプラスの取得も目標としております。

参考：

当事務所HP「渥美坂井法律事務所弁護士法人 一般事業主行動計画」：<https://www.aplawjapan.com/news-events/20220909>

厚生労働省HP「次世代育成支援対策推進法」：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

くるみんプラスに関するものについて、厚生労働省HP「不妊治療と仕事との両立のために」：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

多様性を尊重し、働きやすい職場環境を実現～事務所の取り組みについて～

すべての人の健康推進とウェルネス及び多様性を支える制度

当事務所はスタッフおよび弁護士（注）に対して等しく、ウェルビーイングを支える心と体のサポートに取り組んでいます。

- それぞれ、内科、精神科、心療内科を専門とする産業医3名と契約しており、希望時には対面／オンラインで相談が可能となっています。また、常勤保健師により日常的な健康相談にも対応しています。
- 弁護士、スタッフ共に労働安全衛生法に基づく健康診断の他、35歳以上は人間ドックを全額事務所負担にて受診できます。有所見の際の受診勧奨や産業医による面談等、受診後の個別サポートも行っています。
- 厚生労働省が推奨している科学的根拠に基づくがん検診を、定期健康診断／人間ドック時に事務所の全額負担で同時受診することを推奨するとともに、がんに対するリテラシー向上のため厚生労働省が主導する「がん対策推進企業アクション」の推進パートナーに参画、社内SNSにて情報を発信しています。
- 労働安全衛生法に基づくストレスチェックを弁護士も対象として毎年実施、自らのストレスへの気づきを促すほか、高ストレス者へは産業医や外部相談窓口への相談推奨など個別支援をすると共に、職種ごとの集団分析で職場環境の改善検討を行っています。
- 疾病やケガ、障がいを抱えている方への就業上の配慮は、産業医、保健師、人事スタッフが連携して必要な支援を行っています。傷病による休職者へも復職支援プログラムに則った対応を行っています。
- 在宅勤務者も含めたヘルスリテラシー向上のため、オンラインでのヘルスセミナーの開催や、社内SNS、健康管理システムを利用した健康情報の定期配信を行っています。

（注）スタッフは労働契約、弁護士は業務委託契約に基づく勤務体系です

担当者の紹介（一部）



弁護士
鈴木 由里
シニアパートナー
チーフ・
サステナビリティ・
オフィサー

第二東京弁護士会

学歴/職歴：

早稲田大学法学部卒業、ニューヨーク大学ロースクール（LL.M）修了。2005-2006年カークランド&エリス法律事務所（イリノイ州シカゴ・オフィス）客員弁護士。一般社団法人東京国際金融機構 監事、国民年金基金連合会 個人型年金規約策定委員会 委員、環太平洋法曹協会 金融・証券取引委員会 委員長（いずれも現任）。

主な業務分野：

金融取引、金融規制、ESG投資、経済安全保障、M&A、社内調査、国際紛争解決、北米、台湾、ベトナム、インドネシア等

E-mail : yuri.suzuki@aplaw.jp



弁護士
丹生谷 美穂
シニアパートナー
サステナビリティ・
オフィサー

東京弁護士会

学歴/職歴：

一橋大学法学部卒業、Northwestern University School of Law (LL.M.) 修了。パーク24株式会社社外取締役（2020年1月～）、ソニーフィナンシャルグループ株式会社社外監査役（2023年6月～）、経済産業省「再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会」委員（2022-3年）、内閣府民間資金等活用事業推進委員会専門委員等

主な業務分野：

コーポレートガバナンス／ダイバーシティ、再生可能エネルギー事業、インフラ事業、PPP／PFI事業、環境／地球温暖化対策、インドや東南アジアへの進出支援等

E-mail : miho.niunoya@aplaw.jp



弁護士
畑 英一郎
シニアパートナー
サステナビリティ・
オフィサー

第一東京弁護士会

学歴/職歴：

東京大学法学部卒業、バンダービルト大学ロースクール（LL.M）修了。2005年当事務所に入所。2010年9月～2011年6月 Luther Rechtsanwaltsgesellschaft mbH (Dusseldorf) にて勤務。

主な業務分野：

クロスボーダー投資・ファンド、金融規制法、M&A、不動産ファイナンス、一般企業法務

E-mail : eiichiro.hata@aplaw.jp



弁護士
町田 行人
パートナー
サステナビリティ・
オフィサー

東京弁護士会

学歴/職歴：

中央大学法学部卒業、University of Southern California (USC) Gould School of Law (LL.M) 修了。1999年～2019年西村あさひ法律事務所、2020年より当事務所に参画。住信SBIネット銀行株式会社 社外取締役（2021年1月～）

主な業務分野：

金融規制法（レギュラトリー）、ベンチャーファイナンス、アセットマネジメント／投資ファンド、コーポレートガバナンス、一般企業法務、スタートアップ・プラクティス（ベンチャー支援）、M&A／企業再編、プライベート・エクイティ、企業内容等開示制度に関する助言

E-mail : yukihito.machida@aplaw.jp

担当者の紹介（一部）



外国法事務
弁護士
（連合王国法）
ダニエル・
ジャレット
パートナー

東京弁護士会

学歴/職歴：

University of Cambridge（LL.B.）、Utrecht University（Law）、The University of Law（LPC）卒業。2011年～2016年Ashurst（ロンドン）、2016-2022年Ashurst HJGKJ（東京）、2017年～2019年三井物産株式会社法務部（東京）出向、2023年より当事務所に参画。

イングランド及びウェールズ事務弁護士（ソリシター）（2013年）

外国法事務弁護士（連合王国法）（2016年）

主な業務分野：

プロジェクトファイナンス/PPP、海運業、船舶金融業、輸送とインフラ、再生可能エネルギー

E-mail : daniel.jarrett@aplaw.jp



弁護士
入江 克典
オブ・カウンセル

東京弁護士会

学歴/職歴：

慶應義塾大学経済学部卒業、同大学院法務研究科修了。2009年弁護士登録。国内法律事務所に勤務したのち、2015年より独立行政法人国際協力機構（JICA）において東南アジア各国の法整備支援に従事。ニューヨーク大学ロースクール・米国アジア法研究所客員研究員を経て、2023年より現職。日弁連国際業務推進センター幹事、日弁連国際人権問題委員会ビジネスと人権部会幹事。

主な業務分野：

ベトナム、ラオス等の東南アジア法務、ビジネスと人権、サステナビリティ・ESG法務、コーポレート、労務、M&A等

E-mail : katsunori.irie@aplaw.jp



弁護士
落合 孝文
シニアパートナー
プロトタイプ政策
研究所所長

東京第二弁護士会

学歴/職歴：

慶應義塾大学理工学部数理科学科卒業、同大学院理工学研究科在学中に旧司法試験合格、2006年～2015年森・濱田松本法律事務所、2015年より当事務所に参画。Emerging Industryチーム及びシンガポールチーム及びA&Sニューズレター「ビジネスと人権」シリーズの責任者を務める。内閣府規制改革推進会議スタートアップ・投資WG座長、内閣府国家戦略特区WG座長代理、デジタル庁デジタル関係制度改革検討会委員、経済産業省貿易分野データ連携WG委員、総務省デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会委員、厚生労働省健康・医療・介護情報利活用検討会 医療等情報の二次利用に関するワーキンググループ委員、福岡県国際金融都市アドバイザー等を歴任。

主な業務分野：

テクノロジー、プライバシー・産業データ、金融規制法、医療規制法、貿易取引、国際人権、M&A、紛争解決（国際仲裁）、知的財産

E-mail : takafumi.ochiai@aplaw.jp



弁護士
齊藤 千尋
オブ・カウンセル

第二東京弁護士会

学歴/職歴：

早稲田大学法学部 平成16(2004)年卒業、東北大学法科大学院 平成19(2007)年修了。University of Southern California (USC) (LL.M. in ADR Certificate) (2017年)、University of California Los Angeles (UCLA) (LL.M. in Business Specialization, Business Law Track) (2019年)、早池峰法律事務所（2011年12月～2016年1月）、Creek and Global, Inc.（Legal Counselor, 2017年5月～2018年7月）。

主な業務分野：

コーポレートガバナンス、一般企業法務、海外争訟（クロスボーダー紛争/海外争訟対応）、ライフサイエンス

E-mail: chihiro.saito@aplaw.jp

当事務所に関するリーガル・ノート

1. 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（当事務所）は、①渥美坂井法律事務所弁護士法人（第二東京弁護士会所属、代表社員弁護士渥美博夫）（以下「当弁護士法人」といいます。）と当事務所に所属する多くの外国法事務弁護士とが、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」といいます。）に定める外国法共同事業を行い、②当弁護士法人と、日本の民法上の組合である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（代表弁護士坂井豊）（以下「組合組織」といいます。）の各弁護士とが、共同事業を行い、法律事務所を共にするものです。さらに当弁護士法人と、組合組織の各弁護士は、ヤンセン外国法事務弁護士事務所のマークス・ヤンセン外国法事務弁護士（ドイツ連邦共和国法）と外弁法に定める外国法共同事業を行います。当事務所とその外国法共同事業は、日本の弁護士（イングランド及びウェールズ事務弁護士である者を含みます。）に加え、ニューヨーク州、カリフォルニア州、中華人民共和国、大韓民国、インド、スリランカ民主社会主義共和国、連合王国*、オーストラリア クィーンズランド州の法を原資格国法とする外国法事務弁護士を擁しています。州法を原資格国法とする外国法事務弁護士はその国の連邦法についても助言を提供することができます。当事務所では、弁護士と、それぞれの登録に係る原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする外国法事務弁護士とが協働して業務を行っています。当弁護士法人はまた、ロンドンオフィスとして英国子会社たるAtsumi & Sakai Europe Limited (Director: 金久直樹日本国弁護士) を有するとともに、ニューヨーク提携オフィスとしてAtsumi & Sakai New York LLP（代表パートナー：バニー・L・ディクソン外国法事務弁護士（ニューヨーク州法））を有し、これらのオフィスを通じても助言を提供しています。また日本においてA&S福岡法律事務所弁護士法人（パートナー：臼井康博弁護士）と提携関係を有するとともに、フランクフルトオフィスたるドイツ連邦共和国における法務・税務サービス提供法人たるAtsumi & Sakai Europa GmbH – Rechtsanwälte und Steuerberater（現地代表：フランク・ベッカー ドイツ連邦共和国弁護士）とも提携関係を有しています。

*渥美坂井法律事務所弁護士法人はイングランド及びウェールズのソリシターズ・レギュレーション・オーソリティによる規制の適用を受けていません。

2. 法律問題に関する助言等について

当事務所による別段の明示がない限り、法律問題に関する当事務所のいかなる助言その他意見の表明も、(i) 日本法、又は当事務所の外国法事務弁護士の登録に係る原資格法以外の外国法に関するものは当事務所の特定された弁護士の、(ii) かかる原資格国法に関するものは当該法をその登録に係る原資格国法とする当事務所の特定された外国法事務弁護士の、判断においてされるものです。